

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母、長女、二女）のうち、①長女及び二女について、事故直後の避難のために勤務を休んだことによる就労不能損害の賠償が認められるとともに、②二女について、事故後、就労上の事由により避難先にて勤務することを余儀なくされたことを考慮して、平成23年10月以降についても避難継続の合理性が認められ、同月から平成24年3月までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料基本分、平成23年3月から平成24年3月までの家族別離による月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分、及び生活費増加費用（平成23年10月から平成24年3月までの寮費、平成23年5月から平成24年3月までの帰省交通費）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 就労不能損害

（1）申立人X2分

期間：平成23年3月から同年5月まで

（2）申立人X3分

期間：平成23年3月から同年4月まで

2 避難費用（申立人X3分）

期間：平成23年5月から同24年3月まで

（1）寮費

（2）帰省交通費

3 精神的損害（申立人X3分）

（1）日常生活阻害慰謝料

期間：平成23年10月から同24年3月まで

（2）増額分

期間：平成23年5月から平成24年3月まで

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、合計金1,597,963円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 就労不能損害

(1) 申立人X2分

期間：平成23年3月から同年5月まで 259,200円

(2) 申立人X3分

期間：平成23年3月から同年4月まで 174,763円

2 避難費用 (申立人X3分)

期間：平成23年5月から同24年3月まで

(1) 寮費 24,000円

(2) 帰省交通費 210,000円

3 精神的損害 (申立人X3分)

(1) 日常生活阻害慰謝料

期間：平成23年10月から同24年3月まで 600,000円

(2) 増額分

期間：平成23年5月から平成24年3月まで 330,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月30日

(仲介委員 中尾 正浩)